



元高障保第660号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について諮詢します。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

記



1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

下表を、条例第8条第3項第3号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	障害保健支援課	妊産婦等のメンタルヘルス対策	県内各市町村

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

令和元年12月20日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	県内各市町村
個人情報取扱事務の名称	母子保健法第10条に基づく保健指導、生活保護法第28条に基づく調査
個人情報を収集する目的及び理由	妊娠婦等のメンタルヘルス対策を検討するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
要配慮個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害の状況、難病等 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 保健指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪等の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護の受給 <input type="checkbox"/> 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	国の自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の当面の重要施策のうち、社会全体の自殺リスクを低下させる施策として妊娠婦への支援の充実が追加され、県の第2期自殺対策行動計画においても妊娠婦への支援の充実を盛り込んだ。この対策を検討する妊娠婦等のメンタルヘルス対策検討委員会を立ち上げ、この中で、自殺した妊娠婦に関する死因を含む個人情報から、自殺に至る背景、理由を調査し、今後の自殺予防対策を検討するため。

資料2

妊娠婦の自殺の状況の把握について

1 前回の委員会以降の経過

・厚生労働省へ人口動態（死亡小票）の取得希望項目の協議を行ったところ、取得した情報を基に、どの項目をどういう形で活用するのか、どういう資料を作成するのかを示すように求められている。

2 人口動態（死亡票）項目の情報を元に作成する資料案

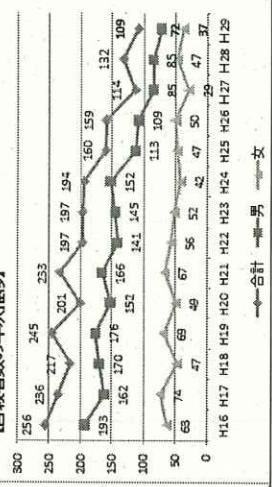
人口動態（死亡小票）から取得する情報（当初案）			作成する資料案		
項目	当初案	取得の理由	修正案	項目	資料への記載内容
市区町村符号及び保健所符号 事件簿番号				住居の状況	持ち家、借家、施設入所（施設の種別及び施設名） 安産、難産、妊娠中の状況、児の状況
(1) 氏名	○	人口動態調査以外から情報収集するため 妊娠婦に限定するため		死亡直前の出産の状況	死亡直前の健康状態
(2) 男女別	○			死亡直前の健康状態	障害者手帳の有無・障害福祉サービス利用状況
(3) 生年月日	○	年代を推定するため	○	死亡時の妊娠婦の年代	身体、知的、精神、（等級） 子の有無及び子の人数、その他同居人の有無
(4) 死亡したとき	○				生活保護、その他福祉制度の利用の有無（助産制度など）
(5) 死亡したところ					その他の特徴
(6) 死亡した人の住所	○	住所を特定するため	○	死亡時の妊娠婦の居住地	※人口動態の情報を元に第三者から収集予定の情報（主に市町村からの収集を想定）
(7) 死亡した人の国籍	○	日本人を特定するため	○	死亡した妊娠婦の国籍	2次保健医療圏（安芸、中央、須崎）
(8) (9) 死亡した人の夫または妻	○		○	家族の状況	日本国籍、それ以外の国籍
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事	○	対象者の属性を把握するため	○	世帯の経済状況	配偶者の有無
(11) 死亡したときの職業・産業	○		○		世帯主の職業（自営業、被雇用、学生、無職） 妊娠婦自身の職業（自営業、被雇用、学生、無職）
(12) (13) 死亡した所の種別、施設名称	○	対象者の背景を把握するため	○	死亡の原因	妊娠による死を特定するため
(14) 死亡の原因	○	妊娠婦の自殺が判断するため			死亡時の妊娠婦の状態（分娩の事実、妊娠満月、出産後満月）
(15) 死因の種類	○	自殺による死を特定するため			
(16) 外因死の追加事項	○	妊娠婦の自殺に関連する事柄があれば情報収集するため			
(17) 生後1年未満で病死した場合の追加事項					
(18) その他特に付言すべきことがら	○	妊娠婦の自殺に関する事柄があれば情報収集するため			
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名 備考					

【大目標Ⅱ】

高知県自殺対策行動計画の推進

1 現状

【自殺者数の年次推移】



高知県妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における自殺対策の一環として、妊娠、出産、育児を経験する過程においてハイリスク者となりやすい妊産婦等の心のケアを充実させるため、関係する機関が現状や課題を共有し、必要とされる連携システムを構築することを目的として、高知県妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 関係機関における妊産婦等のメンタルヘルスに関する現状と課題の共有
- (2) 妊産婦等のメンタルヘルスに関する関係機関の役割と連携促進のための対策
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 検討委員会は、次に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 高知県医師会
- (2) 高知県精神科病院協会
- (3) 高知大学医学部附属病院
- (4) 高知県看護協会
- (5) 高知県助産師会
- (6) 高知県保健所長会
- (7) 高知県立精神保健福祉センター
- (8) その他検討委員会が必要と認める機関

2 検討委員会は必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長は検討委員会を総理する。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、高知県地域福祉部障害保健支援課長が招集する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県地域福祉部障害保健支援課において処理する。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、検討委員会において非公開とされた事項を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 6月 28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 12月 14日から施行する。



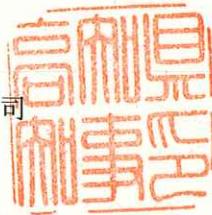
元高障保第660号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について質問します。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

記



1 個人情報の目的外利用の制限の例外に関する事項

下表を、条例第9条第6号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	利用先
1	障害保健支援課	妊娠婦等のメンタルヘルス対策	各福祉保健所

個人情報の目的外利用の制限の例外に関する調査票

(条例第9条第6号)

令和元年12月20日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各福祉保健所
個人情報取扱事務の名称	母子保健法第10条に基づく保健指導、生活保護法第28条に基づく調査
個人情報を収集する目的及び理由	妊産婦等のメンタルヘルス対策を検討するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
目的外利用をする個人情報の内容	病歴、障害の状況、難病等、保健指導・診療・調剤、生活保護の受給 (自殺した妊産婦に関する要配慮個人情報)
目的外利用をする組織の名称	地域福祉部障害保健支援課
目的外利用をする事務の名称	妊産婦等のメンタルヘルス対策
目的外利用する理由又は必要性等	国の自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の当面の重要施策のうち、社会全体の自殺リスクを低下させる施策として妊産婦への支援の充実が追加され、県の第2期自殺対策行動計画においても妊産婦への支援の充実を盛り込んだ。この対策を検討する妊産婦等のメンタルヘルス対策検討委員会を立ち上げ、この中で、自殺した妊産婦に関する死因を含む個人情報から、自殺に至る背景、理由を調査し、今後の自殺予防対策を検討するため。